

## 水銀排出施設に係る排出基準

規則別表 第3の3の 項	大気汚染防止法の水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 <sup>(注1)</sup> ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
				新規 施設	既存 施設 <sup>(注2)</sup>
1	小型石炭混焼ボイラー <sup>(注4)</sup>		●伝熱面積10 $\text{m}^2$ 以上 ●燃焼能力 <sup>(注3)</sup> 50L/時以上	10	15
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー			8	10
3	一次施設	銅又は工業金	●金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉 ●金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)転炉及び平炉: ●原料処理能力1t/時以上	15	30
4		鉛又は亜鉛		金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉を除く.): ●火格子面積1 $\text{m}^2$ 以上 ●羽口面断面積0.5 $\text{m}^2$ 以上 ●燃焼能力 <sup>(注3)</sup> 50L/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上	30
5	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉: ●原料処理能力0.5t/時以上 ●火格子面積0.5 $\text{m}^2$ 以上 ●羽口面断面積0.2 $\text{m}^2$ 以上 ●燃焼能力 <sup>(注3)</sup> 20L/時以上	100	400
6		工業金		鉛の二次精錬の用に供する溶解炉: ●燃焼能力 <sup>(注3)</sup> 10L/時以上 ●変圧器定格容量40kVA以上  亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉: ●原料処理能力0.5t/時以上	30
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		●火格子面積1 $\text{m}^2$ 以上 ●燃焼能力 <sup>(注3)</sup> 50L/時以上 ●変圧器の定格容量200kVA以上	50	80 <sup>(注7)</sup>
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		●火格子面積2 $\text{m}^2$ 以上 ●焼却能力200kg/時以上	30	50
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物 <sup>(注5)</sup> 又は水銀含有再生資源 <sup>(注6)</sup> を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)(施設規模による裾切りはなし。)	50	100

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準を適用

(注2) 施行日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で10万L/未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定

(注7) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものは、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ メートル